

地区整備計画の内容

「地区整備計画」(P.5)の内容をわかりやすく解説しています。

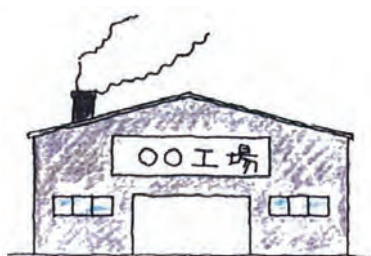
家を建てたり、改築したりするときや広告看板などを設置する際の参考にしてください。

◆建築物の用途制限

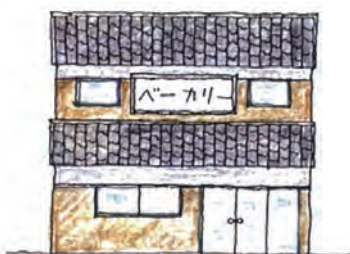
鹿島神宮周辺地区にふさわしくない用途を規制しています。

都市計画で指定している用途地域の制限に加え、**工場 性風俗店 畜舎**は地区整備計画区域では建築できません。また、現在建っている建物を利用しこれらの用途として、使うこともできません。

ただし、パン屋や米屋などの食品製造業に該当する小規模な工場については、建築できます。



工場の立地は、パン屋・米屋などの、食品製造業に該当する工場以外は建てられません。



パン屋、米屋、豆腐屋などの食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のものは建てられます。



ラブホテルやアダルトショップなど、性風俗系の店舗は建てられません。無店舗型の営業もできません。

◆垣又はさくの構造の制限

道路に面して設置する垣やさくについては、まちの景観に与える影響が大きいため、**生垣 竹垣 板塀**を基本とします。

これら以外であっても、表面にシックい塗り、石張りなどの仕上げが施されたものや、壁面緑化したもの、また透視可能なさくの周囲に植栽が植えてあるものについては、設置できます。



生垣、竹垣



板塀



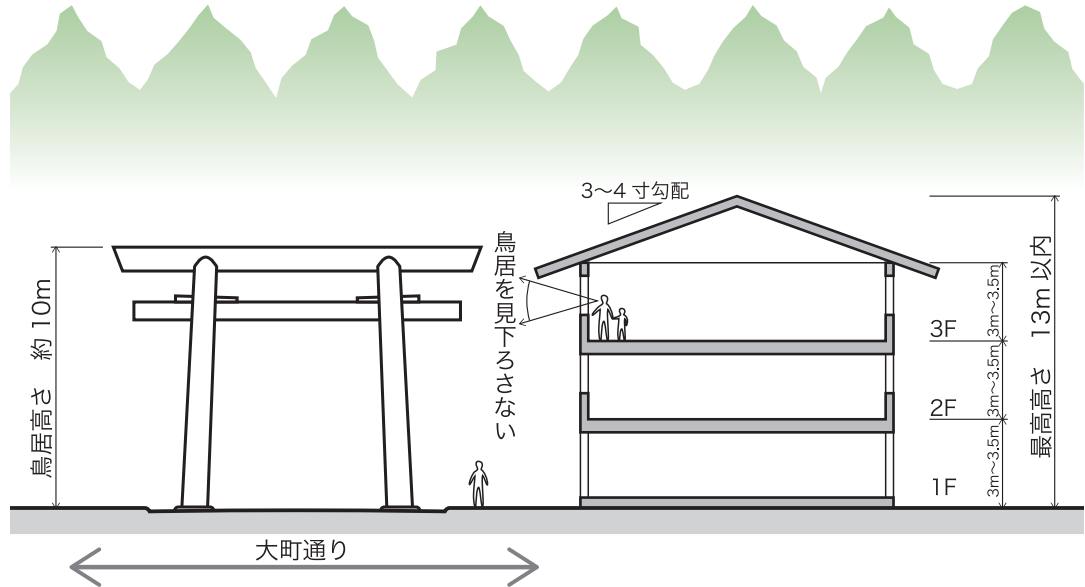
壁面緑化

◆建築物等の高さの最高限度

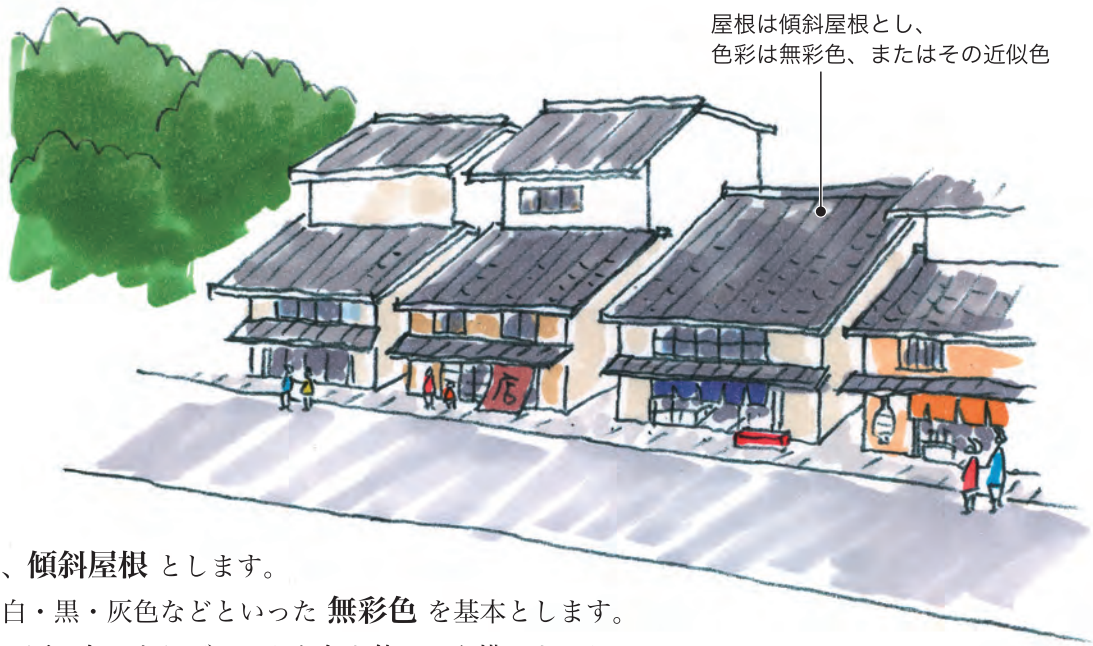
参道高さ制限地区（P4.参照）の建築物の高さは、鹿島神宮の鳥居や森と調和した景観を守るため、**13m**までとします。高さは、地盤面を基準として測定します。



（神宮の森の樹冠 約20m）



◆屋根の形態等の制限



屋根の形態は、**傾斜屋根**とします。

屋根の色は、白・黒・灰色などといった**無彩色**を基本とします。

また、無彩色に近い色であれば、どんな色を使っても構いません。

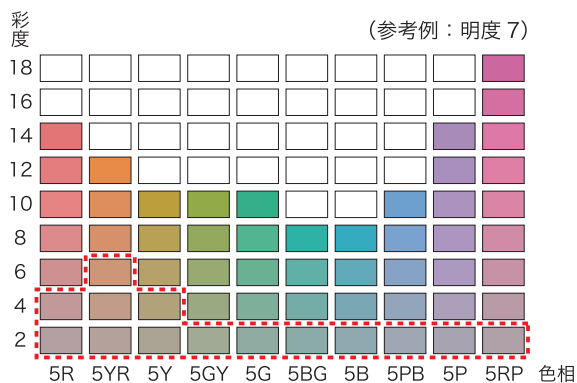
周辺との調和を意識した色使いを心がけてください。

◆外壁等の色の制限

外壁や外壁に代わる柱の色は、周辺的环境との調和を考え、**落ち着いた色**を基調とします。

具体的に、5分の4以上の面積には、下記の色を使用することとします。また、5分の1以内の面積には、アクセントカラーとしてどの色でも使用できますが、蛍光色は使えません。

色 相	彩 度
R (赤)、Y (黄)	4以下
YR (黄赤)	6以下
GY (黄緑)、G (緑)、BG (青緑)、 B (青)、PB (青紫)、P (紫)、RP (赤紫)	2以下
N (白、灰、黒)	—



図の点線の枠内は、5分の4以上の面積で使用できる色の参考例です。

なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり、実際の色とは異なります。

◆建築設備等の制限

建築設備等は、美観を損なわない箇所に設置することとします。

ただし、木目調や無彩色の面格子などによる目隠しを設け景観に配慮したものに限り、通りから見える位置にも設置できます。



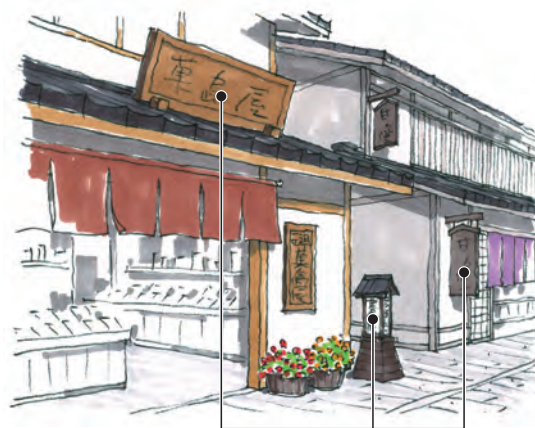
建築設備等を面格子等で目隠し

◆広告物・看板の制限

敷地内の看板や広告物については、**自己の用**に限り設置できます。また、周辺的美観・風致を損なうものは設置できません。

背景の色は、外壁の色と同じく5分の4以上の面積には**落ち着いた色**を使用します。蛍光色・発光素材・反射素材は使用できません。

参道高さ制限地区(P4参照)では面積にも制限があり、**広告物の合計面積は20㎡以下、一つの広告物の面積は10㎡以下**とします。



自家広告物